

日本国憲法の正体と改憲

——条文・論理解釈を超えて

松 村 昌 廣

目次

1. はじめに
2. 日本国憲法は実質的に講和条約である
3. 依然、日本は米国による実質的な保障占領の状態にある
4. 慣習法を重んじる政治文化的伝統の下では、改憲は容易ではない
5. 今後の展望と対処を考える

キーワード：講和条約，保障占領，改憲，慣習法

1. はじめに

ウクライナ戦争，第四次台湾海峡危機と，2022年の国際情勢は風雲急を告げ，第三次世界大戦の可能性すら排除できない状態に陥っている。そうした中，我が国は核兵器を保有するロシア，中国そして北朝鮮の敵対的な軍事力と直接対峙している。こうした状況は，武力を恃んで西洋列強主導による国際関係の現状打破に失敗した日本がアジアに強大な安全保障上の軍事的脅威が存在しないことを前提に，敗戦後に従属的平和志向(pacifism)に徹し，軍備を待たず，国策として軍事力の行使や軍事的威嚇さえしなければ，国際の平和と安全は保障できるとの想定を無効に⁽¹⁾してしまった。

この未曾有の危機を乗り越えるには，相当な政治手腕と複雑な手続きを要する改憲ではなく，早急に現憲法第9条2項を削除すれば，概ね十分のように思える。第9条1項は，戦争を違法化した普遍的な不戦条約（日本，1929年批准）の内容とほぼ同じであるし，現下の厳しい国際情勢に鑑みる

と極めて非現実的で理想主義に過ぎる前文も、防衛力の保持や行使に具体的な制約を直接課すものではないから、等閑視してもよいだろう。他方、同条2項は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定していることから、日本が個別的自衛権に基づいて必要な軍隊と保有し、軍事力を行使する具体的な根拠を封じている。

ところが、憲法改正は、衆参両院各々での総議員の三分の二以上による発議と、国民投票による過半数の同意を必要とする極めて高い手続上の障壁があり(第96条)、到底、現在の危機への対処に間に合わないのではないかと危惧される。さらに言えば、その背景には、急激な国際安全保障環境の悪化にも拘わらず、占領中に成立・発効した現憲法が依然として広く国民に受容されている点にある。⁽²⁾

そこで、本稿では、改憲が極めて困難である原因をできるだけ客観的に把握した上で、今後を展望し、如何に対処すべきかを考える。

2. 日本国憲法は実質的に講和条約である

従来⁽³⁾の改憲論議では、強力な現憲法無効論が展開されてきた。国際法的な観点からは、占領中の旧憲法から新憲法への全面改憲、つまり、実質的な新憲法制定はいくら旧憲法の規定する改正手続によりなされたとはいえ、ハーグ陸戦法規に違反して無効だとの主張がなされてきた。また、一般に憲法改正によって根本規範を変更することはできないから、天皇主権から国民主権へ移行する改憲は無効であるとの主張もなされた。しかし、ハーグ陸戦法規が一般法であるとすれば、ポツダム宣言は日本が自らの自由意思で受諾した特別法となり、新憲法制定には前者ではなく、後者が適用される。⁽⁴⁾さらに、昭和天皇が玉音放送で「國體ヲ護持シ得テ」、ポツダム宣言を受諾した旨述べたように、⁽⁵⁾実際、新憲法下でも世襲の天皇制は維持され、象徴天皇制になっても様々な国事行為等に英国の国王大権に類似した潜在的な天皇大権が見出される。⁽⁶⁾

このように、新憲法は一応有効に成立したと考えられるが、⁽⁷⁾第98条に

則り講和条約を締結した点は、釈然とせず、高い違憲性の疑義がある。第9条1項は、「国権の発動たる戦争」を放棄し、同条2項は交戦権を認めていない。国際法上、交戦権に必ずしも確立した定義があるわけではないが、一般的には、防衛省ホームページにあるように、「戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含む⁽⁸⁾」と言えるであろう。さらに、伝統的な国権の発動たる戦争を禁止した国連憲章の成立前に開始した戦争に関しては、国家の法律行為としての戦争は、宣戦布告（或いは最後通牒の条件充足）→戦闘行為→停戦協定締結→講和条約締結のプロセスを踏むことになる。したがって、論理的には、戦争を始める行為だけでなく、戦争を終結させる行為も交戦権の行使となる。とすれば、我が国によるサンフランシスコ講和条約締結の根拠は、交戦権の保有・行使を認めない新憲法には存在せず（第9条2項）、旧憲法の天皇の講和大権（第13条）に求めざるを得ない⁽⁹⁾。

この解釈は現在の我が国憲法学が看過してきた論点であり、主流派からすれば異端・異説に分類されるであろう。しかし、ソ連との戦争状態に対する終止符が漸く日ソ共同宣言（名称に拘わらず、条約）の発効によって打たれたことに鑑みれば、この解釈に違和感はないだろう。つまり、新憲法下でも同共同宣言の発効日前日の昭和31年12月11日迄、ソ連との戦争（正確には、法的な戦争状態）は継続していたことになり、同宣言締結の根拠は旧憲法第13条に求めざるを得ない。

こうした矛盾はいかに新憲法の内在的論理に条文・論理解釈を積み重ねたところで、解消しそうにない。それは、以下で考察するように、日本の降伏文書が従来の国際法の慣行から逸脱した包括的講和予備条項付の休戦協定であった点を理解することによってのみ克服できる。

そもそも、伝統的な戦争の終結は、戦闘における勝敗の帰趨を踏まえて、先ず当事国の軍隊間で停戦・休戦協定を結び、その後、当事国政府間の講和会議を通して賠償金の支払いや領土の割譲など動産・不動産の移譲条件に合意した上で、それを講和条約締結によって決定することで成立し

た。しかし、先の大戦では、米国主導の連合国は、そうした定石に従わず、日本の降伏文書に軍事的条件だけではなく、日本全土の占領と国内政治レジームの根本的変更を含む包括的な講和予備条項の無条件受諾を要求し、講和条件の実質的交渉を許さなかった。確かに、そうした方式は形式的には双方に権利義務を課す相互契約であったという意味で合法ではあるが、占領中になされた改憲の本質や性格について、今日に至るまで深刻な誤解を定着させることとなった。

つまり、新憲法は形式的には旧憲法の改正手続に従って成立したが、実質的には講和条約の一部であると解するのが妥当である。確かに、日本政府が講和予備条項を満たせば、連合国による軍事占領は終了し、日本は再独立できることとなっていたが、その判定は完全に連合国の裁量に任されており、実質上、日本が連合国の指示した改憲を丸呑みしなければ、日本がその再独立を達成することはできなかった。また、同じ理由により、サンフランシスコ講和条約だけでなく、それと同時に締結された旧日米安保条約も実質的に講和条約を構成していると考えねばならない。

この理解は突飛に思えるかもしれないが、国際慣習法に合致する。実際、条約に関する国際慣習法を法典化したウィーン条約法条約によれば、条約とは「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」であり、「単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない」としている(第2条〈a〉)。したがって、日本国憲法の中で、通常、憲法に規定されるべき国家の統治権や統治作用に関する諸事項に含まれない部分⁽¹⁰⁾、つまり国際政治観や国際秩序に関する規定(前文)と軍隊と交戦権の不保持に関する条項(第9条2項)は、敗戦→占領→再独立の過程でサンフランシスコ講和条約と旧日米安保条約と一体となっていることを踏まえると、三つ合わせて全体として広義の講和条約を構成していると考えねばならないだろう。とすれば、今日迄、圧倒的多数の日本国民は本質的に講和条約の一部である新憲法(典)を、その名称故に正真正銘の憲法と思い込んで来たと言えるだろう。

3. 依然、日本は米国による実質的な保障占領の状態にある

果たして、再独立後の日本は完全な主権を回復できたであろうか。旧日米安保条約（1952年発効）は冷戦、特に朝鮮戦争に対応するために必要であったとはいえ、在日米軍に日本防衛の義務を課さず、従前の占領軍が同条約を根拠に名称を変えてほぼそのまま駐留し続けたため、我が国が実質的に主権を回復できたとは言い難い。この点、改定後の新安保条約（1960年発効）は、日米間に相互防衛義務を課すことはなかったが、米国の日本に対する防衛義務と日本の米国に対する基地供与義務を課した。また、その付属文書である岸・ハーター交換公文は、米軍の配置、装備、日本を起点とした戦闘作戦行動についての重要な変更に関して、必ず日米で事前協議を行うことを確認した。これで一応形式的には、日本の主権が毀損されない制度は整備されたとは言えるが、爾後60有余年、事前協議がなされた実例はなく、その実効性には深刻な疑義がある。

さらに、新安保条約に基づく日米地位協定（1952年発効の日米行政協定を承継）は、在日米軍基地とそこにおける米軍に治外法権を与えている。このこと自体は、米軍の日本に対する防衛義務の一環であると理解すれば、米国と他の主要同盟国との取り決めにも見られることから、特段問題視する必要がないのかもしれない。しかし、我が国の刑事裁判管轄権は日本における米軍人・軍属等の軍務以外での犯罪に対して十分に及ばない実態があり、本来ならば、地位協定の改正や補足・追加協定の締結を行うべきところ、日米合同委員会の非公開議事録（したがって、事実上の密約）による運用に終始しており、韓国、そして同じ敗戦国であるドイツとイタリアと比しても相当不十分な状態にある。⁽¹¹⁾

さらに、対日戦を主導した戦勝国である米国が、日本に表立った戦争賠償金・補償金も課さなかったことを考えれば、こうした恒久的な前方展開軍事拠点を日本に置くための制度面の整備・充実以上に、それを可能とする経済的、財政的基盤として日本を利活用するための制度の構築が重要であったと考えられる。⁽¹²⁾

それを保障したのが、従来その重要性が余り注目されて来なかった日米相互防衛援助協定（MDA 協定、昭和 29 年発効）である。形式的には日米の相互義務となっているが、実質的に、日本が米国に対して「装備、資材、役務その他の援助等」（第 1 条）を「その経済の一般的な条件及び能力の許す範囲において」（前文）できる限り行う義務を負っている。したがって、国民目線から見れば違和感があっても、在日米軍の駐留費用を支援する「思いやり予算」（新たな名称は、「同盟強靱化予算」）や湾岸戦争の支援金 1 兆 1,700 億円（当時のレート 1 ドル 130 円で換算して 90 億ドル）は、MDA 協定の趣旨に合致している。また、我が国の財務省と日銀が管理する外貨準備金で購入して来た巨額の米国債も、単に運用益を求めたものではなく、金に色は付いていないという諺通り、米軍事費の調達に資すると考えれば、MDA 協定の趣旨に合致する。

付言すれば、自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日発効）の立法過程を見れば、その法的根拠は新憲法にはなく、MDA 協定（昭和 29 年 5 月 1 日発効）にある。言うまでもなく、現憲法第 9 条は、我が国が個別的自衛権を有することを否定しているわけではないが、さりとて自衛隊を保有することに対する具体的根拠を与えているわけではない。なぜなら、第 9 条 2 項は、我が国に陸海空軍その他の戦力を保有することを禁じているからである。他方、MDA 協定は「日本国が攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和及び安全保障を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負う」（前文）と規定しており、ここに自衛隊法の法的根拠がある。この文言によって、米国を含めた連合国に軍事的脅威を及ぼしうる強力な軍隊に満たない限定的な防衛力を有する実力部隊の保有のみが可能となる一方、米国は連合国による武装解除の結果、無防備となった日本の防衛に必要なコストを負担することを回避できるようになり、今日に至っている。

したがって、このような状況を虚心坦懐に見れば、我が国は明らかに実質的に保障占領（guarantee occupation）の状態に置かれていると言える

だろう。古典的な保障占領は、講和条約が発効し、交戦国間に平時の国際関係が成立した後に、条約上の義務、例えば賠償支払義務、その他の条約実施を確保するために義務国の一部または全部に行われる平時の占領である⁽¹³⁾。例えば、日清戦争後の下関条約第8条に基づいた日本による威海衛占領⁽¹⁴⁾、第1次大戦後のベルサイユ講和条約に基づいた連合国によるラインラント占領⁽¹⁵⁾、ロシア内戦中の尼港事件（1920年）後の我が国による北樺太占領⁽¹⁶⁾、ムッソリーニ政権下のイタリアによるギリシャのコルフ島占領⁽¹⁷⁾などがある。日本の教訓となるのは、第二次世界大戦中の英国によるアイスランド侵攻後、米国が行ったアイスランドの保障占領であろう。その背景には、グリーンランド、アイスランド、英国の間の北大西洋海域（所謂、GIUK ギャップ）が高い地政学的価値を有しており、ドイツの手に落ちることを到底許容できなかつた事情があつた⁽¹⁸⁾。同様に、日本の地政学的重要性を考えれば、現在の米国は日米同盟が解消されて、日本が米中間で中立政策を取ることは、況や中国の影響下や支配下に置かれることは許容できないであろうことは論を俟たない。

もちろん、現在の日本は明示的に保障占領されているわけではないが、既に分析したように実質的に講和条約の一部をなす新憲法（特に、前文及び第9条）と日米安全保障条約（さらに、下位の関連協定等）によって、厳しく軍備とその使用を制限されている。さらに、部隊配置、補給・兵站、整備・修理等の点で、日本列島全体が米軍の前方展開基地となっている一方、首都・東京を睨んで、その近郊の横須賀、厚木、横田に基地が存在する⁽¹⁹⁾。その上、MDA 協定によって、日本は70年以上に亘って、特に経済大国になって以降、米国に対して経済的、財政的リソースを供与し続けてきた⁽²⁰⁾。このような観点から、日本は未だ主権を十分回復したとはとても言えないであろう。

近年頃に米国覇権の凋落と国際政治の多極化が顕著になる中⁽²¹⁾、我が国が置かれた実質的な保障占領状態が百年に達する2045年迄には、米国覇権もそうした状態も終焉せざるを得ないとの展望に立たねばならないであろう。ポスト米国覇権の時代には、我が国は米国の軛から解放されるだけで

はなく、皮肉にもその軛が齎した安逸からも放逐され、その結果、峻厳たる独立自尊への試練に直面せざるを得ない。その要諦が、その移行過程における安全保障面でのリスク管理であり、そのために第9条2項の制約を如何に払拭することができるのか、さらに具体的に何をなすべきか、何をなすべきでないのかにあることは、衆目の一致するところであろう。

4. 慣習法を重んじる政治文化的伝統の下では、改憲は容易ではない

これまで、第9条を焦点とする改憲の動きは、世論レベルの議論こそ活発になってきたものの、⁽²²⁾ 正規の改正手続は遅々として進んでいない。⁽²³⁾ 2010年には、憲法改正手続に不可欠の国民投票法が施行されたものの、その後、国会へ改憲案が提出されたこともない。確かに、北朝鮮の核武装、中国の大軍拡、そしてロシアのウクライナ侵略と、我が国の安全保障環境が著しく悪化した結果、自衛隊の受容など、安全保障に関する国民意識は従前と比して相当改善されたとはいえ、依然として改憲に対する国民一般の積極的支持が圧倒的多数を占めている⁽²⁴⁾ と言いはれ、むしろ反対、抵抗感、違和感が強い。

この背景には、冷戦下で国際秩序が安定したこと、さらに新憲法の掲げる「恒久平和主義」が広く国民に受容されているだけでなく、日本の歴史的経験から見ても、広く国民に定着しやすいことは多言を要しない。我が国は結局失敗した元寇と第二次大戦時の米軍以外、深刻な侵攻を被ったことがない。ロシア帝国の脅威は日露戦争で日本海海戦と満州における陸戦で撃退した一方、米国による占領で辛酸を嘗め尽くすという経験もなく、再独立後は今日に至るまで日米同盟の下で復興、発展、繁栄を享受することができた。

さらに、日本は慣習法を重視する政治文化が強く、憲法その他の基本的な法を作為的に変更したことが殆どない。実際、新旧両憲法とも改憲されたことはなく、結果的に見れば、事実上「不磨の大典」として扱われてきた感が強い。実際、先の大戦後だけを見ても、主要国（米加仏独伊豪中韓）

が国際環境や経済・社会の大きな変貌に対処するため、相当な改憲を行ってきた状況と対比すると、我が国はむしろ例外或いは逸脱ケースと捉えることができる。我が国は、改憲ではなく、新憲法の枠組みの中で、判例の積み重ね、既存法令の再解釈、既存法の改定、新法の制定そして解釈改憲によって、対処してきたのである。

本稿では紙幅の制約もあり、詳細は避けるが、このアプローチは特に安全保障分野で顕著である。そもそも自衛隊の始まりである警察予備隊は新憲法施行の3年後、朝鮮戦争の勃発後に発足した。自衛隊はその発足後も「違憲」であるとの批判が繰り返されて来た。⁽²⁶⁾これに対して、自衛隊は自衛のために必要最小限の実力を有する組織であって、第9条2項にいう「戦力」に当たらず、専守防衛に徹する政策方針を堅持することで同条1項にいう「国権の発動たる戦争」や「武力行使または武力による威嚇」を行えないように歯止めを掛けてきた。また、自衛隊と米軍との協力については、米軍の武力行使と自衛隊の作戦活動が「一体化」しないように、⁽²⁸⁾自衛隊が米軍の後方支援活動に徹することとしたが、国際安全保障環境の悪化がそれを許さなくなると、自衛隊が米軍に対して限定的な集団的自衛権の行使ができるように解釈改憲を行った。⁽²⁹⁾この変容は、国連PKO協力法(1992年)、周辺事態安全確保法(1999年)そして平和安全法制の整備(2015年)と国際平和支援法の制定(同年)の経緯と内容を見れば、明らかである。その特徴は、第9条の形式的規範性を堅持した上で、現実的対応を阻む部分に関しては法的制約を漸進的に空洞化させた点にある。

しかも、この特徴は例外的に新憲法第9条にだけ見られるというのではなく、むしろ我が国の法制史の流れに歴然と存在する。つまり、英国ではローマ法とコモン・ローの相克が存在するように、⁽³⁰⁾日本には中国大陸式の律令制と土着の封建制との相克が存在する。どちらの場合も、長い歴史過程の中で土着の慣習法の伝統が優勢を占めるようになった。具体的に言えば、我が国では平安時代中期には律令制の空洞化が始まり、鎌倉幕府が慣習法や判例に基づき定めた貞永式目やその延長線上に構築された徳川幕藩体制(特に、武家諸法度や禁中並公家諸法度)が統治の根幹をなした。⁽³¹⁾

しかし、征夷大將軍の地位が天皇の權威に基づいていたことに象徴されるように、律令制は形骸化されても廃止されたわけではなく、徳川幕府による大政奉還後の明治維新は革命ではなく、形式的には律令制に基づく王政復古と位置付けられた。要するに、律令制→武家政治（鎌倉、室町、江戸幕府）→旧憲法→新憲法の流れには、形式的にも本質的にも連続性が存在する。⁽³²⁾

したがって、第9条を焦点とした改憲は、一見、国際政治の現実に対処するための正論に思えても、我が国の政治文化には馴染まず、非常に困難である。仮に、実現できるとしても、長い時間を要し、現在想定されている有事に対応するために十分な防衛力・防衛体制を整備するには間に合いそうにはない。さらに、その過程で改憲案を巡って理性に基づく正論と伝統的な通念に則した定説で国論が割れれば、却って我が国の安全保障は危うくなる虞が排除できない。それでは、どうすればよいのだろうか。

5. 今後の展望と対処を考える

以上の分析を纏めれば、「日本国憲法」の正体はその名称にも拘わらず、講和条約の一部であり、日米安保条約体制との組み合わせで、我が国は実質的に米国による保障占領の状態に置かれている。

新憲法は米国主導の連合国による占領の下で制定されたものであるが、その最大の特徴は、再び日本が連合国による戦後国際秩序に挑戦しないように、我が国の国内秩序を恒久的な平時体制に固定化したことにある。そこには、国家の生存を確保するための有事の概念・制度がなく、国家緊急・危機事態に対処する条項・手続⁽³³⁾が存在しない。したがって、第9条2項を削除する改憲は埋め込まれた制度的拘束の下では極めて困難であり、事実上不可能であると言っても過言ではない。それゆえ、ゴリ押ししても、改憲に対する抵抗と要する時間のために、却って逆効果になるリスクが極めて高い。実際、改憲の動きは数十年来、千日手の状況に陥ってきたし、それから抜け出そうと掻搔いて、現在の第9条1・2項をそのまま残した上で、

2項に自衛隊を明記する自由民主党改憲案（2018年）⁽³⁴⁾など、却って呪縛を強める展開となってしまった。

確かに、昨今の中国、ロシア、北朝鮮が及ぼす軍事的脅威とウクライナ戦争勃発後の国連安保理の機能不全に鑑みれば、新憲法の前文が想定した「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と辺境を地上から永遠に除去しようとしてゐる国際社会」の存在や「平和を愛する諸国民の公正と信義して、われらの安全と信義を保持」する方針に到底首肯などできはしない。しかし、世論は多分にそうした「恒久平和主義」をかなり受容したままである。

したがって、こうした呪縛から圧倒的多数の国民を解放するためには、極めて強烈なショックによる危機意識の高まりと世論の大転換が必要となる。具体的には、新憲法に対する世論の受容を齎した、東京、大阪その他の主要都市に対する無差別爆撃、原爆投下、ソ連の参戦、占領の一連の出来事に相当する衝撃によってのみ可能となるであろう。もちろん、そうした阿鼻叫喚の様相や時期を具体的に予見することはできないが、少なくとも、敵性国からのミサイル攻撃、サイバー攻撃やゲリラ攻撃による経済社会インフラの破壊、さらには様々な状況と連動した危機的状況を含むであろうことは容易に想像できる。

要するに、改憲を実現するには、本稿で提示した基本認識を共有した上で、肅々と覚悟を固めつつ腹案を練り、茫然自失或いは周章狼狽の状態に陥った国民と政治指導者、特に時の政権トップに対して、決定的なタイミングでその腹案を示せばよいのである。

注

- (1) 日本国憲法前文は「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」、さらに「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、こ

の法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」と規定している。ここで、上記の部分における理念や規範の是非を問わないとしても、その国際政治に関する事実認識や前提は、控えめに見ても、現状から極めて乖離しており、相当説得力を喪失していることは論を俟たない。

- (2) 『『憲法改正急ぐ必要ない』58% 参院選, 42% 『物価高重視』』, 47NEWS, 2022年7月12日, <https://www.47news.jp/8040278.html>。
- (3) 例えば, 南出喜久治『占領憲法の正體——日本人が幸福になれない悲劇は降伏憲法にあり』, 国書刊行会, 2009年。小山常実『憲法無効論とは何か——占領憲法からの脱却』展転社, 2006年。東谷暁『不毛な憲法論議』朝日新聞出版, 2014年。日高義樹『アメリカが日本に『昭和憲法』を与えた真相』PHP研究所, 2013年。
- (4) 拙論『『無条件降伏』ハーク陸戦法規——日本にドイツ式『基本法』制定は可能であったか』『桃山法学』, 2011年3月, 第17巻。
- (5) 「終戦8・15の記憶 玉音放送の全文〈現代語訳付き〉」『西日本新聞』, 2014年8月15日, <https://www.nishinippon.co.jp/item/o/433420/>。
- (6) 拙論「新旧憲法の継続性——天皇制を焦点に」『桃山法学』2012年3月, 第19巻。
- (7) 衆議院憲法審査会事務局「『日本国憲法の制定過程』に関する資料」, 2016年11月, [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi090.pdf/\\$File/shukenshi090.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi090.pdf/$File/shukenshi090.pdf)。
- (8) 「憲法と自衛権」, 防衛省ホームページ, <https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/kihon02.html>。
- (9) さらに, 旧憲法下の改正手続では, 天皇が改正案を枢密院に諮詢し, その同意を得ることが必要となるが(第56条), 新憲法の施行にともない枢密院は廃止されてしまったので, この要件は満たし得ない。
- (10) 実際, 例えば, アメリカ合衆国憲法, フランス共和国憲法(1958年), ドイツ連邦共和国基本法の前文は極めて簡便で, 国際政治や国際秩序に言及した部分は存在しない。それは, そもそも一国の憲法典にそうした事項を規定しても意味がないからであることは論を俟たない。
- (11) 吉田敏浩『『日米合同委員会』の研究——謎の権力構造の正体に迫る』創元社, 2016年。山本章子『日米地位協定』中央公論新社, 2019年。
- (12) 日本は米本土外における最大の燃料・弾薬の貯蔵補給拠点であり, 横須賀港は唯一の海外における空母打撃軍の母港である。それは, 整備・補修に必要な人的・技術的能力を有しているからである。また嘉手納空

- 軍基地は、3,700mの滑走路2本を有し、約100機の軍用機が常駐し、必要な燃料、弾薬、その他兵站能力をする極東最大の米空軍基地である。こうした機能・役割を満たす代替施設や現実的な候補地は容易には他国には見つからない。燃料備蓄と弾薬庫の具体的な状況や能力については、小川和久『日本の戦争力』アスコム、2005年、98頁-101頁、を参照せよ。
- (13) 宮崎繁樹「占領に関する一考察」『(明治学院大学)法律論叢』1950年、第24巻1・2号。
- (14) 「威海衛占領軍(日清戦争)」『アジ歴グロッサリー』、国立公文書館アジア歴史資料センター、<https://www.jacar.go.jp/glossary/term4/0010-0060-0020.html>。
- (15) Quincy Wright, “The Rhineland Occupation and the Enforcement of Treaties”, *American Journal of International Law*, July, 1936, Vol. 30.
- (16) 竹野学「保障占領下北樺太における日本人の活動(1920-1925)」『(北海道大学)経済学研究』、2013年、第62巻3号。
- (17) Quincy Wright, “The Neutralization of Corfu”, *American Journal of International Law*, January, 1924, Vol. 18, No. 1.
- (18) Bill Stone, “Iceland in the Second World War”, *Stone & Stone*, <http://books.stonebooks.com/history/iceland.shtml>.
- (19) 反米的な軍事クーデターや反米政権の樹立など、究極的な状況を想像すれば、これらの拠点から、軍事力を行使することは可能である。実際、そうした懸念がかなりの程度現実味を帯びていた再独立期の状況に対応しようとして、旧安保条約は「(在日駐留米軍部隊を)…日本における大規模な内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示的な要請に応じて与えられる援助を含めて…使用することができる」と規定していた(第1条)。さらに言えば、米軍施設として、米海軍が管理する「ニュー山王ホテル」(港区南麻布)と米陸軍が管理する「赤坂プレスセンター」が都内23区内に存在する。
- (20) さらに米国の利得という観点から総合的に見れば、日本は米軍に国内に基地を供与せねばならないが、米国に相互防衛の義務を課されていない片務的な軍事関係であることから、相対的に経済面が軍事面よりも重要であると言えるだろう。
- (21) 拙著『衰退する米国覇権システム』芦書房、2018年。拙論「『トランプ革命』と覇権放棄政策」『問題と研究』2019年、第48巻1号。
- (22) 「憲法改正『賛成』60%、『自衛のための軍隊保持』は45%…読売世論調査」『読売新聞』2022年5月3日、<https://www.yomiuri.co.jp/election/>

yoron-chosa/20220502-OYT1T50225/。

- (23) 「衆議院憲法審査会関係資料集」, 2022年, [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/r4_shiryosyu.pdf/\\$File/r4_shiryosyu.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/r4_shiryosyu.pdf/$File/r4_shiryosyu.pdf)。
 - (24) 「『憲法改正急ぐ必要ない』58% 参院選, 42%『物価高重視』」, 前掲。
 - (25) 「諸外国における戦後の憲法改正【第7版】」『調査と情報』, No. 1133, 令和3年2月2日, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11629116>。
 - (26) 例えば, 永井靖二『司法と憲法9条 自衛隊違憲判決と安全保障』日本評論社, 2017年。
 - (27) 例えば, 今井和昌「専守防衛と『敵基地攻撃』——憲法上許される自衛の措置と必要最小限度の自衛力——」『立法と調査』2022年10月3日, 第450号 https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022pdf/20221003044.pdf。
 - (28) 齊藤正彰「武力行使との一体化論と憲法解釈」『北大法学論集』, 2021年, 第72巻2号, https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/82302/1/lawreview_72_2_01_Saito.pdf。
 - (29) 杓脱和人「集団的自衛権の行使容認をめぐる国会論議——憲法解釈の変更と事態対処法制の改正——」『立法と調査』2015年12月14日, 第372号, https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20151214031.pdf。
 - (30) 勝田有恒・森征一・山内進(編)『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房, 2004年。
 - (31) 浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫(編)『日本法制史』青林書院, 2010年。
 - (32) 律令制の名残である太政官制は, 明治18年に内閣制度が出来た際に廃止された。これは, 明治22年の旧憲法制定以前のことであった。
 - (33) 我が国の現行法制には, 「災害緊急事態の布告」(災害対策第105条), 「緊急事態布告」(警察法第71条)があるが, いずれも内閣総理大臣が正常に機能していることを前提としており, また採り得る措置も限定的であることから, 真の意味で緊急事態法制とは言えない。拙論「新旧憲法の継続性」, 前掲, 97頁。
 - (34) 自由民主党憲法改正推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」2018年3月26日, https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/constitution/news/20180326_01.pdf。
- (上記全てのURLは, 2022年12月1日現在有効である。)